

USPTO が再審査請求の請求日に関する規則改正案を公表

2006年3月8日
JETRO NY 澤井、中山

USPTO は、本年3月27日を施行予定として、再審査請求に係る請求日に関する規則改正案を公表した(2月23日付け官報)。本規則改正案は再審査請求の日(filing date of the request)が再審査請求書の所定要件が満たされた日とすることを明確にするもの。

米国特許法第303条(査定系再審査請求)及び同第312条(当事者系再審査請求)において、USPTO長官は再審査請求から3ヶ月以内に各請求項に対し特許性について新たな問題が提起されているかどうか(再審査の要否)を判断すると規定されている。他方、再審査請求書に不備があった場合には、それを修正する機会¹を与えなければならず、こうしたケースでは、所定の3ヶ月を超えてしまう可能性があり、適切な判断を行うだけの時間的余裕がないことを本改正の提案理由として説明している。

今般の改正案は、再審査請求日が請求書を受領した日(再審査請求手数料が不足している場合には不足分の受領日)となっている現行規則²を、請求書が所定の要件を満たしているか、あるいは不備が補完された日とすることで、3ヶ月という再審査の要否の実質的な判断期間を確保しようとするもの³。

なお、規則改正案の説明によれば、再審査請求日の変更は特許出願日(例えば特許法第102条(b))のように法的重要性を有しているものではないため、再審査の請求人に重大な影響を与えるものではないとしている。

< 参考 > フェデラルレジスター(官報) Vol. 71, No.36 p9260-9262, Feb. 23, 2006
<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/71fr9260.pdf>

(了)

¹ 特許規則 1.510(c) (査定系再審査)、同 1.915(d) (当事者系再審査)

² 特許規則 1.510(d) (査定系再審査)、1.919(a) (当事者系再審査)

³ 上記脚注1及び2の規則を改正